

平成21年12月22日

第2141号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 証紙売りさばきの廃止の届出（572・会計管財課）……………1
- 道路の供用開始（573・雄勝地域振興局建設部）……………1
- 道路区域の変更及び供用開始（574・雄勝地域振興局建設部）……………1
- 教育委員会告示**
- 教育委員会会議の開催（20・教育庁総務課）……………2
- 教育委員会公告**
- 社会教育主事の資格の認定（生涯学習課）……………2

## 告 示

## 秋田県告示第572号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第5項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成21年12月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名（事務所の所在地及び名称）  
大館市比内町扇田字伊勢堂岱108番1号 比内地区交通安全協会

## 秋田県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成21年12月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	横手東成瀬線	雄勝郡東成瀬村岩井川字長平62番地先から字野頭18番地先まで

## 2 供用開始の期日 平成21年12月22日

## 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成21年12月22日から平成22年1月12日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

## 秋田県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成21年12月22日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	湯沢栗駒公園線	湯沢市高松字天矢場2番地9から2番地6まで	14.00～20.20	0.043

	新	湯沢栗駒公園線	湯沢市高松字天矢場2番地9から2番地6まで	14.80~123.00	0.043
--	---	---------	-----------------------	--------------	-------

2 供用開始の期日 平成21年12月22日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成21年12月22日から平成22年1月12日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

## 教育委員会告示

### 秋田県教育委員会告示第20号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成21年12月22日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

1 日時

平成21年12月24日午後2時

2 場所

教育委員会委員室

3 案件

(1) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について

(2) その他

## 教育委員会公告

社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の4第4号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和35年秋田県教育委員会規則第7号)第3条第2項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月22日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

1(1) 現住所 秋田県潟上市天王字上出戸254-1

(2) 氏名 菊地 秀 征

(3) 生年月日 昭和58年11月15日

(4) 認定年月日 平成21年12月14日

## 正 誤

平成21年12月11日(第2138号)掲載の目次

(原稿誤り)

1ページ6行目の終わりに「1」を加え、7行目の「1」を「2」に改める。

発行者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄